

伊達市農地流動化促進奨励助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、担い手農業者への農地の集積及び市外からの法人誘致を促進させるため、農地の取得（以下「農地取得」という。）を行った農業者等に対して、費用の一部を助成する伊達市農地流動化促進奨励助成金（以下「助成金」という。）について、伊達市補助金等交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地取得 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地法（昭和27年法律第229号）のいずれかにより、令和3年4月1日以降に市内の農地の所有権を取得し、所有権移転登記を完了したことをいう。
- (2) 農業者等 農地法に規定する農業を営む者であって、本市に住所を有する者又は農地法に規定する農地所有適格法人であって、本市に事業所を有し、主に営農活動を行う者（農地取得の日から起算して6か月を経過する日までの間に本市に事業所を設立した農地所有適格法人を含む。）
- (3) 中心経営体 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）に規定する人・農地プランにおいて、地域の中心となる経営体として位置付けられている者
- (4) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市から農業経営改善計画の認定を受けている者
- (5) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- (6) 農地転用 農地法に規定する農地転用をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号全てに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 農業者等
- (2) 中心経営体
- (3) 認定農業者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 伊達市暴力団の排除推進に関する条例（平成26年条例第2号）第2条から第4条までに掲げる者に該当しない者

(助成要件)

第4条 助成金の交付対象となる農地取得は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 農地取得の日から起算して5年以上は耕作すること。
- (2) 農地取得を行った相手方が、助成対象者の3親等以内の親族でないこと。
- (3) 類似の補助金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費は、前条の助成要件を満たす農地取得に係る売買金額とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象者が売買契約を締結した農地面積に1平方メートル当たり40円を乗じた額又は農地面積に売買単価を乗じた額（以下「売買金額」という。）に10パーセントを乗じた額

のいずれか低い方の金額を交付する。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が認定新規就農者の場合は、助成対象者が売買契約を締結した農地面積に1平方メートル当たり60円を乗じた額又は売買金額に15パーセントを乗じた額のいずれか低い方の金額を交付する。この場合において、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 助成金の額は、予算の範囲内で決定する。

(交付申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、伊達市農地流動化促進奨励助成金交付申請書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)に次に掲げる書類等を添付し、市長に申請するものとする。

(1) 農用地利用集積計画書の写し又は売買契約書の写し

(2) 所有権移転登記完了後の登記識別情報通知の写し又は登記事項証明書の写し

(3) 市税等を完納したことを証明する書類

(4) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否を決定し、伊達市農地流動化促進奨励助成金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する助成金の交付決定後において、特別の事情が生じたときは、当該交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

(交付請求)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた申請者が助成金の交付を受けようとするときは、伊達市農地流動化促進奨励助成金請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(返還)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を返還させるものとする。ただし、市長が特に必要ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 農地取得の日から起算して5年を経過する日までの間に農地転用した場合。ただし、農家住宅、農業用倉庫等に農地転用した場合は、この限りでない。

(2) 農地取得の日から起算して5年を経過する日までの間に売却した場合。ただし、土地収用法(昭和26年法律第219号)による収用により、当該農地が買い取られる等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(3) 農地取得の日から起算して5年を経過する日までの間に耕作しなくなった場合。ただし、離農、死亡、災害等により農地が耕作不能になった場合は、この限りでない。

(4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する返還については、同日後もなおその効力を有する。